記者発表資料

石川県

令和６年６月２０日

石川県危機管理監室
担当者：次長　荒木　浩一
内線：4205
外線：076-225-1453

被災者生活再建支援法に基づく長期避難世帯の認定について

令和６年能登半島地震において、能登町から申立てのあった２地域、３１世帯について、調査の結果、長期避難世帯として認定する。

地域	世帯数	長期避難世帯 公示日	認定理由	（参考） 避難指示発令日
藤波（四明ヶ丘）	２４	R6.6.20	避難指示が発令されている地域であり、また、土砂崩壊の危険があり、その対策工事に相当の期間（２～３年）を要するため	R6.1.14
崎山-藤波	７			R6.1.6
２地域	３１世帯			

（注）長期避難世帯とは、被災者生活再建支援制度において、自然災害による被害が発生する危険な状況が継続するなど、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯（長期避難世帯）のことであり、支援法上「全壊世帯」及び「半壊であっても解体する世帯」と同様の支援となる

区分	基礎支援金	加算支援金		計
①全壊（損壊割合 50%以上） ②半壊であっても解体する世帯 ③**長期避難世帯**	100 万円	建設・購入	200 万円	300 万円
		補修	100 万円	200 万円
		賃借	50 万円	150 万円
④大規模半壊（損壊割合 40%台）	50 万円	建設・購入	200 万円	250 万円
		補修	100 万円	150 万円
		賃借	50 万円	100 万円
③中規模半壊（損壊割合 30%台）	―	建設・購入	100 万円	100 万円
		補修	50 万円	50 万円
		賃借	25 万円	25 万円

※ 賃借は公営住宅を除く。